

・体罰根絶全国共通ルールの制定について（通知文）【全国高体連】



26 全国高体連第 42 号
平成 26 年 5 月 20 日

各都道府県高等学校体育連盟 会長 殿
同 上 理事長 殿
(公財) 全国高体連各専門部 部長 殿
同 上 委員長 殿

(公財) 全国高等学校体育連盟
会長 小野 力



体罰根絶全国共通ルールの制定について（通知）

日頃より本連盟の諸事業及び高等学校における運動部活動の充実・発展はじめ、インターハイの開催にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、体罰の根絶に向けて、本連盟は一昨年度来、「運動部活動における体罰根絶に向けて」の通知文を発出し、また、日本中体連と合同で「体罰根絶宣言」を発信しました。昨年度には、4月にスポーツ関係5団体と協力し、「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を採択しました。また、その中で具体的な取組が行われるよう、5月に高体連独自の「行動宣言」を出しました。さらに、昨年度インターハイの全競技会場には、根絶スローガンを書いた横断幕を掲出するなど、様々な取組を行ってまいりました。

しかし、社会全体で体罰や暴力行為等を一掃しようとの機運が高まっている中であるにもかかわらず、運動部活動における体罰が散見されることは、誠に残念なことであります。

今後、こと体罰の問題は、全国共通の問題として捉え直し、各都道府県高体連が共通して指導する部分を「全国共通ルール」として設定し、この共通ルールの趣旨・内容を全ての加盟校及び指導者に対し周知徹底する必要があると考えています。その共通理解のもとに、各加盟校をはじめ、各都道府県高体連、各競技専門部及び全国高体連が、組織をあげて体罰根絶に向け指導することが、根絶宣言の具現化につながると考えます。

このことは、公益財団法人としての全国高体連や各加盟校を直接管轄する立場にある各都道府県高体連の責務でもあります。関係機関と連携を図りながら、高体連の各組織が一丸となって、「全国共通ルール」のもと体罰を根絶させる取組を行うことが、全国120万人の登録生徒の健全育成に良い影響を及ぼし、広く社会からの信頼を得ることにつながると考えます。

つきましては、別紙の「全国共通ルール」の制定のねらい、内容、運用等を管下の加盟校及び全ての指導者に周知徹底し、体罰根絶の取組みを一層充実させるようお願いいたします。

また、本ルールの周知理解を促すため、別添えの「各加盟校の校長先生方へ」及び「運動部活動指導者の皆様方へ」を作成いたしました。併せて、ご活用方お願い申し上げます。

<別紙>

1 体罰根絶全国共通ルール制定のねらい

本ルールは、本連盟「競技者及び指導者規程」の第6条（指導者のあり方）及び第7条（罰則）に基づき、「体罰を行った指導者は、高体連主催大会には出場できません。」という高体連としての考え方を全国共通の具体的ルールとして制定する。体罰を行った指導者への詳細な罰則規定をつくるのが目的ではなく、本ルールの趣旨や内容を全ての運動部活動指導者、生徒、保護者、そして、社会全体にまで広く周知することにより、運動部活動にかかわる体罰の発生を未然に防止することをねらいとする。

2 体罰根絶全国共通ルール

- (1) 指導者（監督、コーチ、顧問教諭、外部指導者等）に関するルール
- ア 体罰を行った指導者については、原則として当該体罰に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が確定後1年間、高体連主催大会に出場できないものとする。（選抜大会を含む）
- イ 体罰を行った指導者については、原則として高体連の役職を解くものとする。
- また、当該体罰に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が確定後1年間、原則として高体連の役職に充てない。
- (2) 本ルールは、平成26年7月1日より施行適用する。

3 体罰根絶全国共通ルールの運用について

- (1) 本ルールにおける体罰は、平成25年5月文部科学省の「運動部活動での指導のガイドライン」にある「体罰等の許されない指導と考えられるものの例」を参考にして、適用の対象とする。
- 参考：http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1335529.htm
- (2) 本ルールの適用に当たっては、該当指導者に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が確定した後、該当校の校長が、該当指導者本人の了解を得た上で、別紙様式により各都道府県高体連に報告する。
- (3) 運動部活動にかかわる場面での体罰について、本ルールを適用する。
- （ミーティング中、部員への個別指導中、運動部の寮生活等の場面を含む。）
- (4) 各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等の内容に、大会出場停止や高体連の役職停止の期間がある場合は、その期間を本ルールの1年間の中に含むこととする。
- (5) 本ルールを適用される指導者は、適用される旨の連絡を受けた日から2週間以内に、（公財）全国高等学校体育連盟会長宛に不服申立書を提出して不服を申し立てることができる。ただし、本ルールそのものに関する不服申立てを除く。